



240 - 1641
令和3年10月1日

社会福祉法人宮崎県共同募金会
会長 町川 安久 様

宮崎県知事 河野 俊嗣



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。
本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

令和3年10月1日から令和8年9月30日まで

(文書取扱 福祉保健課)